公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を含む））

次のとおり技術提案書の提出を招請する。
本件は、電子契約システム対象案件である。
令和２年８月28日
支出負担行為担当官
中国四国農政局長　塩屋　俊一
◎調達機関番号　018　◎所在地番号　33
1　工事及び業務の概要
⑴　品目分類番号　41、42
⑵　工事名及び業務名　児島湾沿岸農地防災事業　児島湾締切堤防排水樋門改修工事及び児島湾沿岸農地防災事業　児島湾締切堤防排水樋門技術協力業務
⑶　工事場所　岡山県岡山市南区築港栄町地内他
⑷　工事内容及び業務内容
①　児島湾沿岸農地防災事業　児島湾締切堤防排水樋門改修工事（以下「改修工事」という。）
ア　樋門改修工事　１式
イ　仮設工事　１式
②　児島湾沿岸農地防災事業　児島湾締切堤防排水樋門技術協力業務（以下「技術協力業務」という。）
ア　樋門設計技術協力　１式
イ　打合せ　１式
⑸　予定工期及び履行期間
①　改修工事の予定工期　令和３年10月頃から令和９年３月頃まで
②　技術協力業務の履行期間　契約締結の翌日から令和３年６月25日までを予定している
⑹　本改修工事は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」の技術協力・施工タイプによる契約方式の対象であり、本公示手続により優先交渉権者として選定された者と技術協力業務の契約を締結した後、中国四国農政局長と優先交渉権者との間で本改修工事の価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に本改修工事の契約を締結する。
なお、本改修工事の契約締結は、令和３年10月以降を予定しており、令和３年度本予算が成立し予算示達がなされることを条件とするものであるほか、本予算が成立した場合であっても、成立時期や内容によっては契約締結を行わない場合があることを条件とする。
⑺　本技術協力業務の規模は1,000万円程度（税込み）を想定している。
⑻　本改修工事の規模を示す参考額は、本公示手続により技術提案書提出者から提出される見積書を参考にして設定する。なお、本改修工事の概算工事費は51億円程度（全体実施設計書を基に、平成29年度単価により算出（税込み））を想定している。
⑼　本公示手続は、説明書の交付、参加資格確認申請書及び確認資料並びに技術提案書の提出及び受領に係る確認について、電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）により行う。
ただし、電子入札方式によりがたい者であって、紙入札方式（持参又は郵送）の承諾に関する承諾願を提出し、承諾を得た者は紙入札方式に代えることができる。
⑽　本改修工事及び本技術協力業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象案件である。
なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
⑾　本改修工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑿　本改修工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施に当たって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。
営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費
労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
⒀　総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の適用
①　本改修工事は、「総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）」（以下、「本方式」という。）の対象工事である。本改修工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等を含む）について合意するものとする。
②　後工事の請負契約を随意契約により前工事の受注者と締結する場合についても、本改修工事において合意した単価等を使用するものとする。
③　本方式の実施方式は、工事数量表の細別の単価に請負代金比率（落札金額を予定価格で除したもの）を乗じて得た各金額について合意する方式とする。
④　本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領（包括的単価個別合意方式）」（平成30年９月21日付け30農振第1860号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知）及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説（包括的単価個別合意方式）」によるものとする。
⒁　本改修工事は、女性も働きやすい現場環境（トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。
⒂　本改修工事は、週休２日制を促進するため、週休２日に取り組むことを前提として、現場閉所状況に応じて工事成績評定に加点評価を行うとともに、履行実績取組証明書の発行を行う工事である。
⒃　本改修工事は、週休２日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、間接工事費を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休２日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休２日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。
⒄　本改修工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象工事である。
⒅　本改修工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
2　参加資格
次に掲げる⑴から⑿の全ての条件を満たしている者、若しくは、次に掲げる全ての条件を満たしている二者又は三者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、共同企業体にあっては中国四国農政局長から共同企業体として資格認定を受けた者であること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　中国四国農政局における平成31・32年度又は令和１・２年度一般競争（指名競争）参加資格の「土木一式工事」の認定を下記６の⑶に示す優先交渉権者の選定結果通知の日までに受けていること。
また、単体有資格業者及び共同企業体のうち１社は、中国四国農政局における平成31・32年度又は令和１・２年度一般競争（指名競争）参加資格の測量・建設コンサルタント等のうち「建設コンサルタント」の認定を下記６の⑶に示す優先交渉権者の選定結果通知の日までに受けていること。
ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国四国農政局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２の⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。